

## 条 例

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第一号

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第八十八条」を「第八十七条の五」に改め、「定める年度」の下に「の初日」を加える。

第五条第一項中「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。